

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域の要請に応じた良質で安全な医療を継続的に提供するとともに、他の医療機関及び香取市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）とする。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、香取市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所の所在地は、香取市南原地新田438番地1とする。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に役員として、副理事長1人を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠

けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は香取市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長の内期は4年とし、副理事長及び理事の内期は2年とする。

ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内期は、前任者の残任内期とする。

2 監事の内期は、任命の日から、理事長の内期の末日を含む事業内期についての財務諸表承認の日までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任内期とする。

3 役員は、再任されることが出来る。

（役員の内任）

第11条 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることが出来ない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により、副理事長又は理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員の任命等)

第 12 条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第 13 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第 15 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項
- (5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第 16 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院等の名称及び所在地)

第 17 条 法人が設置及び管理を行う病院その他の施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
香取おみがわ医療センター	香取市南原地新田 438 番地 1
香取おみがわ医療センター附属看護専門学校	香取市南原地新田 457 番地

(業務の範囲)

第 18 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者の研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を行うこと。
- (5) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 介護保険に関する業務を行うこと。
- (8) 看護師養成に関する業務を行うこと。
- (9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 19 条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書で定めるところによる。

(資本金)

第 20 条 法人の資本金は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により香取市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、香取市が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として香取市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により香取市からの出資に係る不要財産を香取市に納付した場合は、法人は同条第 4 項の規定により資本金を減少するものとする。

2 法第 66 条の 2 第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち、土

地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第 21 条 法人が解散した場合において、法第 88 条第 2 項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、香取市に帰属する。

(委任)

第 22 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第 20 条第 2 項）

1 土地

所在	面積（㎡）
香取市南原地新田字小平 438 番 1	23,875.86
香取市南原地新田字吉野口 454 番 1	599.65
香取市南原地新田字吉野口 454 番 2	157.36
香取市南原地新田字吉野口 455 番 1	796.46
香取市南原地新田字吉野口 455 番 2	112.62
香取市南原地新田字吉野口 457 番	2,466
香取市南原地新田字吉野口 461 番	1,021
香取市南原地新田字吉野口 462 番	1,021
香取市羽根川字前野 184 番 1	971.90

2 建物

施設名	所在地	延床面積（㎡）
香取おみがわ医療センター	香取市南原地新田 438 番地 1	9,941.75
香取おみがわ医療センター 附属看護専門学校	香取市南原地新田 457 番地	2,571.66
香風寮	香取市南原地新田 455 番地	809.02